



熊本県公報

号外 第 2 0 号
平成 26 年 3 月 31 日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
 - 熊本県病院局組織規程の一部を改正する規程…………… (病院局総務経営課) 1

告 示

熊本県告示第 2 9 3 号の 4

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 6 年 3 月 3 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	合志市幾久富字桜山 1 5 6 8 番 3 地先から 同所 1 6 6 8 番 3 地先まで	108.0	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

登 載 依 頼

熊本県病院局管理規程第 2 号

熊本県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

熊本県病院局組織規程の一部を改正する規程
熊本県病院局組織規程（平成 2 0 年熊本県病院局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条診療部に次のように加える。
（ 1 4 ） 地域生活支援に関すること。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。